

# 津波災害警戒区域を指定します！

「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づく

**津波災害警戒区域（イエローゾーン）**を令和5年(2023年)3月24日

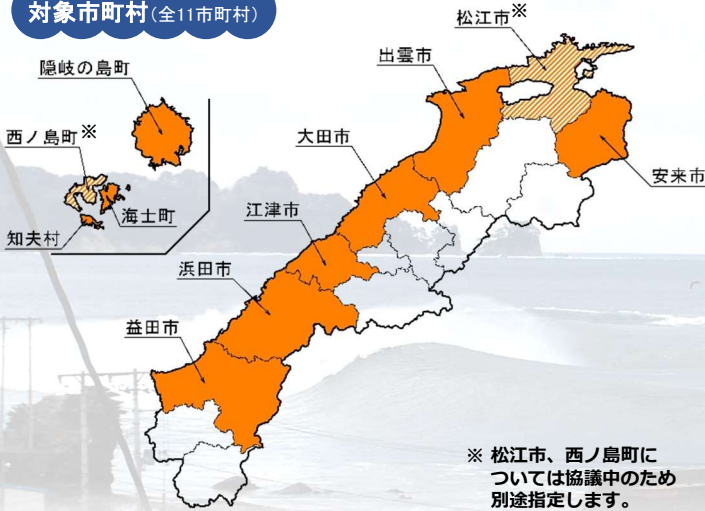
に指定しました。

※島根県報第398号 島根県告示第224号



津波災害警戒区域内の土地の取引時には、宅地建物取引業法に規定する（▶施行規則 第16条の4の3）重要事項説明の義務が生じます。

対象市町村(全11市町村)



※ 松江市、西ノ島町については協議中のため別途指定します。

背景写真：田野畑村（岩手県） 震災伝承館（東北地方整備局）より

津波災害警戒区域の確認はこちら！→

河川課のWebサイトで区域図やさらに詳細情報な情報が確認できます！



区域図のイメージ



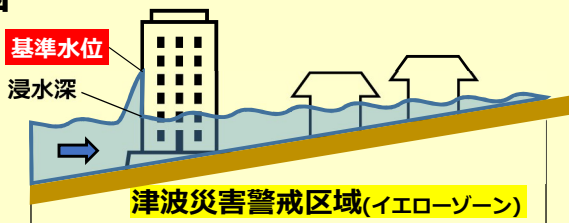
基準水位

地表面から2.0mの高さまで津波の水が来ることを表します。

## 津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは？

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波をシミュレーションし、浸水する範囲を、津波から「逃げる」ために、警戒避難体制を特に整備すべき区域「津波災害警戒区域」として指定します。

## 模式図



## 指定されると・・・？

- 1 建物によるせり上がりを考慮した津波の水位「**基準水位**」を公表します。  
計算上この水位以上に水はきません。
- 2 市町村において、地域防災計画、ハザードマップの作成が義務付けられます。
- 3 地下街や要配慮者利用施設などで、避難確保計画の作成が義務付けられます。
- 4 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明の対象となります。
- 5 土地利用、建築に関する規制はありません。  
津波災害特別警戒区域には規制がありますが、今回は指定しません。

津波災害特別警戒区域の規制 ←

特定開発行為：要配慮者利用施設等の建設に伴い、一定の高さの崖が生じる掘削、盛土等  
特定建築行為：要配慮者利用施設等の建設  
(許可基準の例) 津波に対し安全な構造（波圧を考慮等）、居室の高さが基準水位以上

都道府県知事（中核市長）の許可が必要

